



Title	拓銀控訴審判決の衝撃
Author(s)	濱田, 康行
Citation	北海道新聞
Issue Date	2006-09-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/14729
Rights	北海道新聞社許諾D0609-1609-00002875
Type	column
File Information	doshin2006-9-3.pdf



[Instructions for use](#)

寒風 けいざい 温風

拓銀控訴審判決の衝撃



浜田 康行

拓銀特別背任事件控訴審の論理は一直線であった。わかりやすいと言えはわかりやすい。

図利の証拠なし

その「論理」とはこうだ。拓銀のソフィアグループへの融資は実行時点で全額回収の見込みはなかった。だから拓銀の利益を考えてやったなどという主張は到底認められない。だとしたら、融資という経済行為をなされた意図は何か。それは

自分のためか、他の誰かのためしかない。

こうして、いわゆる消去法によって、特別背任罪の成立要件である自己図利および第三者図利を認定した。だから、これらの図利目的の存在を示す証拠もあ

経済界の委縮を懸念

えて示されることはなかった。まるで剛速球のような裁判所の判断であるが、経済の専門家からみると論理構成に危うさも感じる。まず、返済の可能性が全くない融資をする銀行、あるいは銀行家がいるだろうか。それはまさに想定外である。また、判決文では「実質破たん」「債

務超過」「大幅赤字」などの表現で、当時の借り手の状況が描かれている。しかし、このような状況でも立ち直る可能性があるのが企業というものである。

なぜ刑事罰適用

そういう意味で企業は生きもの、有機体である。死のふちからよみがえった例は数限りなく

経済行為の失敗はまず経済的に罰せられる。つまり、大きな損害を受けるとか倒産するとかだ。そして、経済界での名誉を失うという大きな罰を伴う。

今回は、これらの上にさらに刑法上の罰が科せられたのだが、果たして経済行為に刑事罰が適用されるべきなのか。これは、時折話題になるのだが、こ

経済界には「なんで彼らだけが」という同情論も多い。そんな中で今回の剛速球は経済界へのテッドボールと受け止められるかもしれない。裁判所が、日本の経営組織のあり方に警鐘を鳴らしたのはわかるが、簡単に経済界がこれを受け容れるとも思えない。

三兆四千億円の税金を失ったこの大事件の後始末には、まだ時間がかかりそうである。北海道にとって貴重な時間がまた費やされるかと思つて残念だ。

(はまだ・やすゆき) 北大大学院経済学研究所教授

ある。そして植物状態の患者の体をさすり、励ましつづけて回復に導く医療チームの役割を果たすのが銀行人金融機関である。だから、融資の実行時点で「再生不能」を言うのは「暴投」であろう。事後的な結果をみて初めて「絶対」と言えるだけのことだ。

の際あらためて議論してみよう。たしかに、拓銀破たんは重大で、経済社会の混乱をもたらした責任は大きい。しかし、経営責任者の刑事罰がしばしば問われるとなると、経済界は委縮してしまう心配がある。社長とか頭取など「やっ

この欄は日曜日に掲載します。ご意見や取り上げてほしいテーマを〒060・8711(住所不要)北海道新聞経済部「寒風温風」係までにお寄せください。